

## 「第1回プルトニウム混合燃料に関する懇談会」の公開の取り扱い(案)

平成17年11月28日  
事務局(消防防災課)

### 1. 会議の公開について

(1)懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が必要と認めるときは、非公開とする。

(理由)

#### 1. 「島根県情報公開条例」

(会議の公開)

第34条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1)非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2)会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

#### 2. 「プルトニウム混合燃料に関する懇談会設置要綱」

第5条

4 懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、非公開とすることができる。

(2)懇談会の要旨は、県政情報センター、県ホームページ等で公開する。

### 2. 一般の傍聴について

1. 毎回判断する。
2. 次回の公開については、懇談会の最後で判断する。
3. 傍聴定員は、10名以内とする。
4. 傍聴に係る手続き、遵守事項については、別紙「[プルトニウム混合燃料に関する懇談会傍聴要領\(案\)](#)」による。